

審 第 2 6 9 7 号
答 申 第 5 4 8 号
令 和 3 年 3 月 5 日

千葉県人事委員会
委員長 諸 岡 靖 彦 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年11月16日付け人委任第389号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第962号

平成30年10月4日付けで審査請求人から提起された、平成30年7月31日付け
人委任第206号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県人事委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年7月4日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成30年度千葉県職員採用上級試験」の、試験職種「一般行政A」の、第1次試験（平成30年6月24日に実施された教養試験及び専門試験）の、試験問題ならびにその解答。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、平成30年度千葉県職員採用上級試験の教養試験問題（以下「教養試験問題」という。）、正答一覧（30年上級教養）、正答の基礎（C-43-1-1（KY））及び正答の基礎修正並びに平成30年度千葉県職員採用上級試験（一般行政）行政専門試験問題（以下「行政専門試験問題」という。）、正答一覧（30年上級行政）及び正答の基礎（C-43-1-1（GY・HO・KE））（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、同年7月31日付け人委任第206号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年10月4日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「千葉県人事委員会が審査請求人に対して行い、平成30年7月31日付け人委任第206号により通知した、行政文書不開示決定処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 千葉県人事委員会は、不開示理由につき、千葉県情報公開条例第8条第3号及び6号該当、すなわち、①採用試験問題は問題を作成している法人から公開しないことを前提として提供を受けているもの(3号)であり、②公開することにより提供を受けられなくなるので、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(6号)であるため、とする。

(2) しかし、行政文書の開示請求権を認める同条例の目的が、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることにあるため(同条例第1条)、実施機関は、行政文書の開示請求があった場合には、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならないのが原則とされている(同条例第8条柱書)。

そうである以上、開示しない場合というのは例外として位置づけられ、不開示の要件はおのずと厳格かつ限定的に解される必要がある。

そこで、同条例第8条第3号イにいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの、のいずれかに該当するものをいい、「正当な利益を害するおそれがあるもの」かどうかの判断は、法人等の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で行わなければならない。しかも、その「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

また、同条例第8条第6号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が見過ごすことのできない程度のもをいい、しかも、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度についても単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

不開示の要件を定める同条例第8条第3号イ及び第6号と同様の規定は、千葉県に限らず各地の情報公開条例中に置かれているが、これらの規定が上記のように解釈・運用されるべきことは、各地の情報公開条例の解釈運用基準、あるいは各地の情報公開審査会が行った答申の中でもひとしく指摘されているところである。

- (3) この点、千葉県人事委員会が今般の不開示決定の理由とする(1)の①について見ると、開示請求にかかる採用試験問題は、問題を作成している法人が生産した成果物ないし販売目的物そのものであって、いわゆるノウハウのような「生産技術上又は販売営業上の情報」ではないから、これを公にしても、当該法人の事業活動に対し競争上の不利益を与えることにはならない((2)の①)。また、採用試験問題は、「事業活動を行う上での内部管理に関する情報」でもないから、これを公にしても、当該法人の事業運営に不利益を与えたり、社会的信用を損なうおそれもなく((2)の②)、その他公にすることにより当該法人の正当な利益が損なわれる蓋然性は想定できない((2)の③)。

よって、(1)の①は不開示の理由にはならない。

- (4) また、千葉県人事委員会が今般の不開示決定の理由とする(1)の②について見ると、「公開することにより提供を受けられなくなるので、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というが、その「支障」の実質はどのようなものなのか、その「おそれ」とは具体的にどのようなもので、法的保護に値する蓋然性があるのかが、全く説明されていない。これでは、「支障」や「おそれ」が、情報を公にすることの公益性を真に上回るものであるのか否かを判断することはできないはずである。

公正な試験がとり行われるためには、試験実施前に試験問題が漏洩されることのないよう秘密保持に万全の注意が払われるべきは当然のことであるが、試験終了後にあっては、万が一、出題ミスがあった場合の是正が適正に行われたか否かをチェックする前提として、試験問題とその解答が公開されるべきである。例えば、試験

問題が不適切であった場合に「全員正解」と取扱う等の配慮が行われる場合があるが、この配慮が適正であるか否かをチェックするためには問題の公開が不可欠である。なお、大学入試においては、以前から問題が公開されているところ、試験実施後かなりの時間が経過した後に出题ミスが判明する事態が社会問題となった結果、文部科学省は大学に対して、解答を原則として公開するよう通知を出すに至っている。公務員試験は大学入試以上に受験生のその後の人生を左右するものであることを考慮すると、試験問題を非公開とすることは、公正さが確保された採用試験を受けるという受験者の信頼、さらには公正さが確保された採用試験が実施されているという市民の信頼を損なうことが明らかである。

他方で、ひとたび試験が実施された後は、試験問題の不開示によって守られる利益は、せいぜい「問題提供者（法人）が、将来にわたって、試験問題を永続的に使い回すことのできる利益」しか具体的に想定することができず、このような利益が果たして法的保護に値するものであるかは甚だ疑問であるし、少なくとも、試験問題を公開することの公益性を上回る利益であるとは到底言い難い。

よって、(1)の②も不開示の理由にはならない。

(5) 現に、東京都庁職員採用試験や国家公務員採用試験の問題は、試験実施後には公開されており、千葉県がこれと扱いを異にする実質的な理由を見出すことはできない。

(6) したがって、今般の不開示決定には理由がなく、審査請求に及ぶ。

3 反論書の要旨

(1) 条例第8条第3号該当性について

千葉県人事委員会は、本件審査請求に係る処分（以下「不開示決定」または単に「不開示」という。）の理由として、条例第8条第3号ロ「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当する旨主張する。そのため、さきの審査請求人による「条例第8条第3号イには該当しない」旨の主張が的外れであると言わんばかりである。

そもそも、本件不開示決定の理由において「条例第8条第3号該当」とのみ表記し、第3号の「イ」「ロ」のいずれに該当するかを明示せず、処分の受け手側にその判断を委ねることになっている人事委員会の態度が甚だ不親切であることは言うまで

もないが、その点は措くことにし、次のように反論する。

ア 第3号「ロ」は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」と定める。この規定の趣旨は、通常は不開示とされるような機密性の高い情報を、実施機関に任意に提供してくれたその協力的行為に敬意を表し、当該条件が合理的なものとして認められる限り、不開示情報として取扱うことにより情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである（千葉県情報公開条例解釈運用基準参照）。とすれば、「ロ」が念頭に置く情報とは、通常容易に取得することのできない、客観的にも秘匿性の高い、法人等の資産、所得、事業ノウハウや企業秘密のような類に自ずと限定されるはずである。そのように解しないと、いかに客観的に要開示性の高い情報であっても、実施機関と情報提供者との二者間で「公にしない」との約束を交わしさえすれば、ことごとく「ロ」に該当するものとして開示を免れる逃げ道を与えてしまい、情報公開条例は機能不全に陥るからである。

本件試験問題及びその解答は、試験実施後にあつては、ことさら嚴重に秘匿しておかねばならない客観的要請は希薄であり、却って、千葉県職員に採用されることを目標に勉学に励んできた受験生の人生を左右するものとしても、また、採用試験が公正になされたことを裏付ける資料としても、客観的に要開示性の高い情報であることに疑いはない。よって、第3号「ロ」の該当性の問題と捉えるべきではなく、第3号「イ」の該当性の問題と捉える方が自然である。

イ 仮に百歩譲って、本件を第3号「ロ」の該当性の問題として捉えたとしても、本件は、「ロ」が定める他の要件を充足しないため、「ロ」には該当しない。

(ア) まず、第3号「ロ」にいう「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関の報告徴収権限の有無に関わらず、実施機関が権限を行使せず任意に提供を求めた場合をいう（千葉県情報公開条例解釈運用基準）。

この点、職員採用試験の実施機関である千葉県人事委員会は、試験問題を作成・提供している公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）との間で、試験実施前における試験問題集・解答用紙の送付、試験実施後における解答用紙の採点、採点結果の送付等の業務を委託するとともに、その対価を支払う旨の契約（業務委託契約）、あるいは、所定の料金を支払って

試験問題集を購入する旨の契約（売買契約）を締結しているはずであって、そうした契約に基づいて、センターは人事委員会に試験問題集を送付するという形で情報を提供したものである。このように、センターは、法的拘束力ある契約に基づく義務の履行として、人事委員会に試験問題等の情報を提供したのであって、「人事委員会が任意に提供を求めた」ことに応じて情報提供した訳ではない。

よって、「実施機関の要請を受けて」という要件を充足しない。

(イ) 次に、第3号「ロ」にいう「法人等又は個人における通例（として公にしないこととされているもの）」とは、当該法人等の個別具体的な事情ではなく、当該法人等が属する業界における通常の見取りをいう（千葉県情報公開条例解釈運用基準）。

この点、センターが属する「試験問題や解答等を作成・提供することを業とする者の業界」にあつては、試験問題や解答は、少なくとも試験実施後においては公開されるのが通常の見取りである。大学入試にせよ、各種の資格試験にせよ、実施された試験問題とその解答は公開され、「過去問（本試験過去問題集）」という形で書籍化され販売されているのが通例であつて、今どき、公開しづらい見取りを継続しているのはセンターのみであるといつても過言ではない。

よって、「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」という要件を充足しない。

(ウ) したがつて、本件は条例第8条第3号「ロ」に該当しない。

(2) 条例第8条第6号該当性について

千葉県人事委員会は、本件試験問題及びその解答が、条例第8条第6号の「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する理由として、「試験問題は、センターから公開しないことを前提として提供を受けているものであり、センターの賛助会員規程により、公開することでセンターの事業を妨げたとして賛助会員を除名される可能性が十分にある。その場合、問題の提供を受けられなくなるので、試験問題の公開は、今後の試験事務の適正な執行に著しい支障があり、試験の実施ができなくなった場合には大

きく公益性を損なうものである。」などと主張する。

しかし、センターの賛助会員規程には、賛助会員が「故意に、本センターの事業を妨げる行為をしたとき」には、理事会において除名することができる旨定められているにすぎず（同規程第8条第2号）、試験問題を公開したら除名するとは明記されていない。まして、賛助会員である県が、自県の情報公開条例に基づく運用としてやむなく試験問題を公開した場合に、センターが除名という措置をとるか否かは、同規程第8条第2号のらち外にあるというべきである。

よって、試験問題を公開したら除名されるというのは、せいぜい除名の抽象的な可能性（しかも限りなく低い）を言うにとどまり、具体的に現実化した危険性はおろか、法的保護に値する蓋然性すら認められない。加えて、試験問題の提供を受けるためにはセンターの賛助会員たる地位にあることが必須条件であるのか否かについても、同規程からは全く読み取ることができないため、「賛助会員を除名されたら試験問題の提供を受けられなくなる（ので、今後の試験事務の適正な執行に著しい支障がある）」という主張も、はたして論理必然的なものであるのかは信憑性に乏しいと言わざるをえない。

かえって、センターの「定款」には「情報公開」の章が設けられ、「公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する」旨が謳われていること（同定款第49条第1項）、そして、センターの賛助会員による定款違反行為は除名事由の一つに掲げられていること（賛助会員規程第8条第1号）には、注目すべきである。賛助会員としてはむしろ、センターの情報公開推進姿勢に反する行為をすることこそ、除名される蓋然性が十分に高まると言うべきではなからうか。

したがって、本件が、条例第8条第6号に該当する理由はない。

(3) 補足

不開示情報に該当するか否かの判断は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならないことは、千葉県情報公開条例第8条に関する解釈運用基準も指摘するところである。このことは、従来不開示とされていた情報が開示の方向へと方針転換する可能性を示唆するものである。

現に、東京都特別区職員採用試験や国家公務員採用試験等の問題は、試験実施後

には公開されているという厳然たる事実がある中で、千葉県職員採用試験問題について不開示の姿勢を固守する合理的な理由を見出すことはできない。

また、他県の例ではあるが、福岡県情報公開審査会の答申（答申番号第172号、答申日平成26年11月25日、件名「福岡県職員採用試験の専門行政法の試験問題の非開示決定処分に対する異議申立て」）の中では、同審査会の結論及び判断を示した後、末尾にあえて「付言」という一項目を立てた上で、「採用試験は県政に携わる職員の選考という重要なものであり、当該選考は公正かつ適切な評価判断に基づいて行われるべきものであるから、採用試験の透明性の向上を図る観点からも、本来、採用試験実施後の試験問題については、公開されることが望ましい。実施機関においては試験問題の例題を公表しているところではあるが、今後、採用試験の実施方法又は実施体制の見直し等を行う場合は、採用試験問題の公開に対応できるよう、十分な検討をすべきである。」と明記し、今後の採用試験問題の公開のあり方について重要なメッセージを発信していることにも思いを致さなければならない。

公務員採用試験実施後の試験問題は、もはや一般に公開されるべき時期に来ているのである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の内容

本件対象文書は、平成30年度職員採用上級試験に関し教養択一式試験及び専門択一式試験を実施するために試験問題を決定した文書であり、試験問題、正答一覧及び正答の基礎から構成されており、その内容は以下のとおりである。

- (1) 試験問題 試験問題を編成したものである。
- (2) 正答一覧 採点を行うために作成したものである。
- (3) 正答の基礎 試験問題の正答の根拠となる資料である。

2 不開示の理由

本件対象文書は、条例第8条第3号及び第6号に該当するとして、不開示としたものである。

(1) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書は、問題を作成しているセンターから公開しないことを前提として提供を受けているものである。よって、本件は同条第3号ロの「実施機関の要請を

受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当するものである。

(2) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書は、条件に反して公開することによりセンターから提供を受けられなくなり、今後の試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすものである。よって、本件は同条第6号の「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものである。

3 弁明の内容

(1) 審査請求人は、同条第3号イに該当しないため、同号は不開示の理由にならない旨主張する。

しかしながら、センターから公開をしないことを前提として提供を受けているものであることから、同号ロ「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当するものであり、同条第3号は不開示の理由になるものである。

(2) 審査請求人は、試験問題の不開示によって守られる利益（センターの利益）は、試験問題を公開することの公益性（万が一出題ミスがあった場合の是正が適切に行われたかのチェック及び公正さが確保された試験であることへの受験者等の信頼）を上回る利益であるとは言い難い旨主張する。

しかしながら、開示請求のあった試験問題は、センターから公開しないことを前提として提供を受けているものであり、センターの賛助会員規程（以下「規程」という。）により、公開することでセンターの事業を妨げたとして賛助会員を除名される可能性が十分にある。その場合、問題の提供を受けられなくなるので、試験問題の公開は、今後の試験事務の適正な遂行に著しい支障があり、試験の実施ができなくなった場合には大きく公益性を損なうものである。

(3) 審査請求人は、東京都庁職員採用試験や国家公務員採用試験の問題は試験実施後に公開されていて、千葉県で扱いを異にする理由は見いだせない旨主張する。

しかしながら、千葉県と同様に、センターから公開しないことを前提として提供を受けている者は、試験実施後においても試験問題（教養試験及び専門試験）を公

開していないものであり、東京都庁職員採用試験や国家公務員採用試験が試験実施後に公開されていることをもって千葉県が試験問題を公開する理由となるものではない。

4 結論

以上のことから、本件決定は適法かつ妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

実施機関は、本件対象文書に記載された情報を、条例第8条第3号及び同条第6号に該当するとして本件決定を行った。

しかし、審査請求人は、本件決定で不開示とされた情報は、同条第3号及び同条第6号に規定する不開示情報に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 教養試験問題及び行政専門試験問題について

ア 教養試験問題及び行政専門試験問題には、平成30年度に実施した職員採用上級試験において出題された教養試験並びに専門試験の一般行政Aに関する問題及び選択肢がそれぞれ記載されている。

イ 教養試験問題及び行政専門試験問題は、実施機関がセンターから提供を受けたものであるところ、センターは、人事試験に関する調査研究を総合的に行い、その成果を普及し、人材の活用に寄与することを目的として設立された法人であり、センターの趣旨に賛同する団体又は個人で、理事会が承認したものである賛助会員として入会している46道府県等に対して、採用試験に関する試験問題の作成及び提供等を行っている。

ウ 当審査会が実施機関に確認したところ、センターは、平成30年度の試験問題の提供についてとの文書を賛助会員である実施機関に送付しており、同文書において「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載し、賛助会員に対し試験問題等を公表しないよう求めていることが認められた。

エ そこで、当該「試験問題等」の範囲、賛助会員が秘密保持の責務に反して当該「試験問題等」を公開した場合の取扱い及びセンターの当該「試験問題等」を作成する体制について、当審査会が実施機関にセンターに確認するよう求めたところ、次のとおりであった。

(ア) 当該「試験問題等」の範囲については、試験問題の外、正答の基礎（試験問題の内容についての解説等）、正答位置表等、試験問題に係るものが幅広く含まれ、秘密保持の責務に反して当該「試験問題等」を公開した賛助会員は、規程第8条の規定により除名し、規程第3条に規定するセンターの行う事業による成果すなわちセンターが作成する当該「試験問題等」の提供等を受けられなくなる。

(イ) 当該「試験問題等」を作成する体制については、センターでは試験問題の作成及び研究に約20名の常勤職員及び200名を超える外部委員が携わっており、その事業費は約7億円となっている。

オ これらのことからすると、実施機関が教養試験問題、行政専門試験問題等に関する情報を開示した場合、今後、当該「試験問題等」の提供を受けられなくなり、自ら試験問題を作成している国及び一部の地方公共団体と同様に、実施機関が試験問題を独自に作成することとなるが、実施機関において試験問題を作成する場合、相当程度の組織の拡充及び予算の確保が必要になると考えられ、このような体制を整備することは極めて困難であると認められる。

以上のことから、実施機関における試験問題の作成に係る現在の体制下においては、当該情報を公にすることにより、実施機関が行う試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ したがって、当該情報は、条例第8条第6号に該当し、同条第3号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 正答一覧（30年上級教養）及び正答一覧（30年上級行政）について

正答一覧（30年上級教養）は、No.、出題分野、正答、備考及び正答バランスの各欄から構成される表形式の文書であり、当該各欄には、各問題ごとに教養試験問題における出題の番号、出題の分野及び正答に関する情報が記載されている。

また、正答一覧（30年上級行政）も、正答一覧（30年上級教養）と同様の文書であり、同様の情報が記載されている。

当該情報は、教養試験問題及び行政専門試験問題の正答に関するものであり実施機関が秘密保持の責務を負う「試験問題等」と認められる。

したがって、当該情報は上記（１）と同様、同条第６号に該当し不開示とすることが妥当である。

（３）正答の基礎（C-43-1-1（KY））及び正答の基礎（C-43-1-1（GY・HO・KE））について

正答の基礎（C-43-1-1（KY））は、No.、正答、分野名及び備考の各欄から構成される表形式の文書及び教養試験問題の正答等が記載された文書から構成されており、当該表形式の文書の各欄には各問題ごとに教養試験問題における出題の番号及び出題の分野に関する情報が、当該正答等が記載された文書には各問題ごとの正答の番号、解説等に関する情報が記載されている。

また、正答の基礎（C-43-1-1（GY・HO・KE））も、正答の基礎（C-43-1-1（KY））と同様の文書から構成されており、同様の情報が記載されている。

当該情報は、教養試験問題及び行政専門試験問題の正答に関するものであり実施機関が秘密保持の責務を負う「試験問題等」に該当すると認められる。

したがって、当該情報は上記（１）と同様、同号に該当し不開示とすることが妥当である。

（４）正答の基礎修正について

正答の基礎修正は、No.、箇所、訂正前、訂正後及び備考の各欄から構成される表形式の文書であり、当該各欄には、各問題ごとに教養試験問題の出題の番号、修正の箇所、訂正前及び訂正後の正答等に関する情報が記載されている。

当該情報は、教養試験問題の正答に関するものであり実施機関が秘密保持の責務を負う「試験問題等」に該当すると認められる。

したがって、当該情報は上記（１）と同様、同号に該当し不開示とすることが妥当である。

２ 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月16日	諮問書の受付
平成30年12月11日	反論書の写しの受付
令和 元年 7月19日	審議
令和 元年 9月27日	審議
令和 元年11月22日	審議
令和 元年12月20日	審議
令和 2年 1月24日	審議
令和 2年 2月28日	審議
令和 2年 7月 8日	審議
令和 2年 8月 3日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
白水 隆	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)